

指 第 1156 号  
令和 2 年 2 月 10 日

社会福祉法人美咲町社会福祉協議会  
会長 赤堀 忠利 様

岡山県知事 伊原木 隆太



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、次のとおりです。

記

(有効期間)

令和 2 年 2 月 10 日 から 令和 7 年 2 月 9 日 まで